

地方公共団体 における運用の実例

広島大学 折橋 洋介

地方公共団体における運用の実例

	人口規模 ※1	審理員	審査会の 設置状況	審査請求件数 ※2	諮問件数	その他
広島県	約278万人	2名 (「総務局審理監の職にある者」、総務局総務課長の職にある者)	「委員6人以内」 (学識経験者3名、弁護士2名、税理士1名)	平成28年度：127件 平成29年度： 件 平成30年度：398件 令和元年度：125件 令和2年度： 件	平成28年度： 2件 (県1, 市町1) 平成29年度： 13件 (県9, 市町4) 平成30年度： 7件 (県5, 市町2) 令和元年度： 6件 (県4, 市町2) 令和2年度： 7件 (県6, 市町1)	・広島県内9市9町8団体と行政不服審査会事務委託規約を締結
福山市 (中核市)	約47万人	2名※3 (いずれも任期付雇用、法曹有資格者)	「委員5人以内」 (行政機関勤務経験者1名、学識経験者1名、弁護士2名) ※案件ごとに委員3人で構成する合議体	平成28年度： 1件 平成29年度： 1件 平成30年度： 4件 令和元年度： 5件 令和2年度： 2件	平成28年度： 0件 平成29年度： 1件 平成30年度： 2件 令和元年度： 2件 令和2年度： 2件	・福山地区消防組合と行政不服審査会事務委託規約を締結
呉市 (中核市)	約22万人	1名 「総務部副部長級の者」	「委員5人以内」 (学識経験者1名、弁護士2名)	平成28年度： 0件 平成29年度： 0件 平成30年度： 0件 令和元年度： 0件 令和2年度： 2件	平成28年度： 0件 平成29年度： 0件 平成30年度： 0件 令和元年度： 0件 令和2年度： 2件	

※1.各自治体Webサイト公表情報をもとに作成。広島県は令和3年4月1日現在の推計人口，福山市は令和2年度，呉市は令和3年3月末現在。

※2.「審査請求件数」は当該年度新規のもので，情報公開条例・個人情報保護条例に基づくものは除いた数となっている。

※3.詳しくは次頁スライドを参照のこと。

地方公共団体における運用の実例

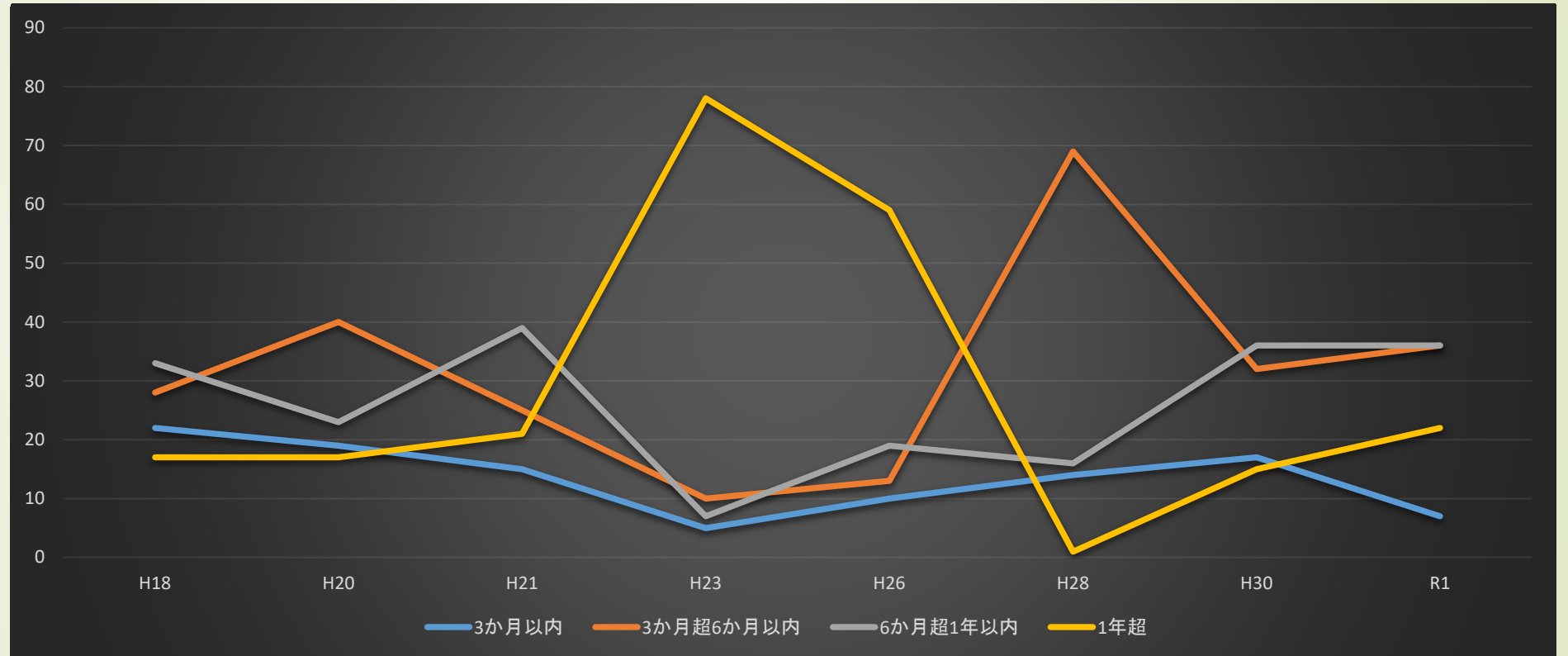
	審理員となるべき者の名簿
広島県	<p>○作成し、公表している（広島県報において公告等）</p> <p>○審理員となるべき者・・・1. 総務局審理監の職にある者 2. 総務局総務課長の職にある者※</p> <p>※総務局審理監の職にある者が行審法9条2項各号に該当する場合又は事故等により当該者を指名することができない場合に審理員として指名することができる。</p>
福山市	<p>○作成し、公表はしていないが総務課において閲覧可</p> <p>○審理員となるべき者・・・1. 総務局総務部総務課主幹 2. 総務局総務部総務課専門員 3. 1及び2の者が行審法9条2項各号に該当する場合又は事故等により当該者を指名することができない場合は、管理職のうち訴訟経験のある者</p>
呉市	<p>○作成し、公表はしていない</p> <p>○審理員となるべき者・・・総務部副部長級の者</p>

都道府県における審査請求の処理期間①※

	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度
3か月以内	1,312 (22%)	2,624 (19%)	1,398 (15%)	979 (5%)	2,816 (10%)	(90日未満) 718 (14%)	1,327 (17%)	556 (7%)
3か月超～6か月以内	(3か月～6か月以内) 1,721 (28%)	(3か月～6か月以内) 5,434 (40%)	(3か月～6か月以内) 2,307 (25%)	1,974 (10%)	3,829 (13%)	(90日以上180日未満) 3,643 (69%)	2,545 (32%)	2,924 (36%)
6か月超～1年以内	(6か月～1年以内) 2,013 (33%)	(6か月～1年以内) 3,082 (23%)	(6か月～1年以内) 3,508 (39%)	1,477 (7%)	5,581 (19%)	(180日以上270日未満) 838 (16%)	2,882 (36%)	2,939 (36%)
1年超	1,006 (17%)	2,333 (17%)	1,888 (21%)	15,289 (78%) (▲うち北海道 12,090)	17,357 (59%) (▲うち福岡県 14,271)	(270日以上) 67 (1%)	1,163 (15%)	1,798 (22%)
合計	6,052	13,473	9,101	19,719	29,583	5,266	7,917	8,217

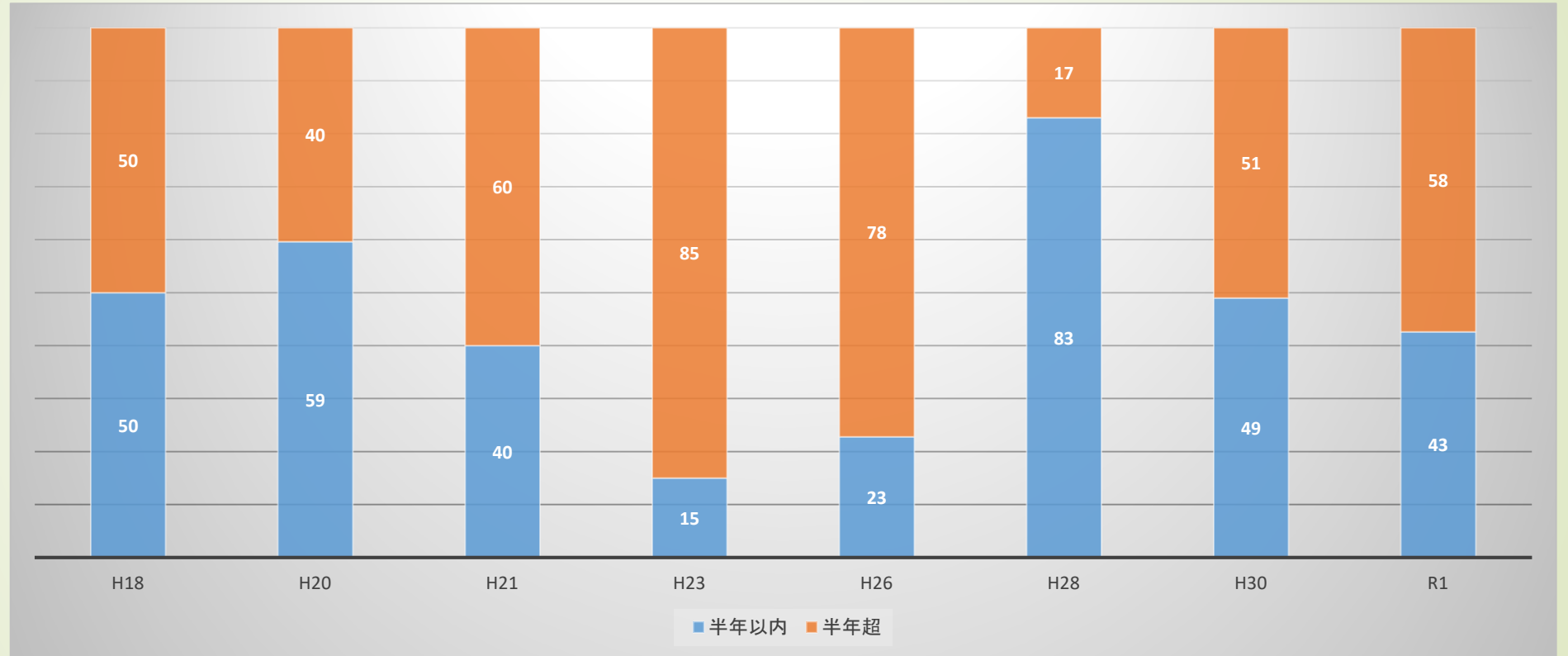
※総務省「行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」の各年度の都道府県における審査請求の処理期間をもとに作成したもの。
 ※各年度におけるパーセンテージは小数点以下を四捨五入して算出しているため合計は必ずしも100%となっていない。

都道府県における審査請求の処理期間②※



※総務省「行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」の各年度の都道府県における審査請求の処理期間をもとに作成したもの。
※各年度におけるパーセンテージは小数点以下を四捨五入して算出しているため合計は必ずしも100%となっていない。

都道府県における審査請求の処理期間③※



※総務省「行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」の各年度の都道府県における審査請求の処理期間をもとに作成したもの。
※各年度におけるパーセンテージは小数点以下を四捨五入して算出しているため合計は必ずしも100%となっていない。

口頭意見陳述の実施状況—都道府県・審査請求

- 令和元年度の都道府県における審理員審理件数 2,605件 に対し、
行審法31条にもとづく口頭意見陳述の実施件数 974件

都道府県名	審理員審理件数	口頭意見陳述（法31条）の実施件数
（都道府県全体）	2,605	974
鹿児島県	230	216
熊本県	142	135
静岡県	136	111
山口県	10	0
新潟県	15	0
三重県	24	0

※総務省「令和元年度における行政不服審査法の施行状況に関する調査結果」の
地方公共団体・別表（都道府県）をもとに作成（別表5-1）